

産業廃棄物税 納入申告書  
納付修正

受付印

年 月 日 大分県大分県税事務所長 殿		※ 処 理 事 項	宛名番号		枝番		
			通信日付		確認印	精査検算	
			年 月 日				
特 別 徴 収 義 務 者 又 は 納 税 者	氏名又は名称		(特別徴収義務者登録番号 第 _____ 号)				
	個人番号又は法人番号					(右詰で記載)	
	住所又は所在地						
	担当者の氏名		電話( ) _____				
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで					
区 分	申告納入分 (委託契約により処理(処分)した 場合)		申告納付分 (自ら処理(処分)した場合)				
産業廃棄物の搬入重量	①	トン	⑧	トン			
課税免除となる重量	②	トン	⑨	トン			
条例附則第7項の規定により申告納付となる重量	③	トン	/				
課税標準となる重量 (①-②-③又は⑧-⑨)	④	トン	⑩	トン			
税率⑤ (1トンにつき焼却施設は800円、最終処分場は1,000円)	円		円				
税額 (④×⑤又は⑩×⑤)	⑥	円	⑪	円			
既に納付の確定した税額	/		⑫	円			
この申告書により納入又は納付すべき税額	⑦	円	⑬	円			

- 注 1 この申告書には、第10号様式別表1を添付してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 3 「産業廃棄物の搬入重量(①又は⑧)」及び「課税免除となる重量(②又は⑨)」の欄には、第10号様式別表1の数値を転記してください。
- 4 税額(⑥又は⑪)に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。
- 5 「条例附則第7項の規定により申告納付となる重量③」がある場合は、第10号様式別表2を併せて添付してください。この場合、「条例附則第7項の規定により申告納付となる重量③」の欄は第10号様式別表2の数値の合計量を転記してください。
- 6 「※処理事項」の欄は記載しないでください。